

(別紙様式1)

## 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：香川県  
農業委員会名：三豊市農業委員会

### I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	5,107
自給的農家数	2,135
販売農家数	2,972
主業農家数	374
準主業農家数	508
副業的農家数	2,090

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	4,567
女性	2,228
40代以下	332

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	246
基本構想水準到達者	37
認定新規就農者	35
農業参入法人	0
集落営農経営	18
特定農業団体	0
集落営農組織	18

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,320	1,340				4,660
経営耕地面積	2,043	806	259	547		2,849
遊休農地面積	81	105	102	3		186
農地台帳面積	4,022	4,121				8,143

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	23
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	3
40代以下	—	3
中立委員	—	3

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	68	68	7

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,660 ha	1,046.5 ha	22.5%
課 題	三豊市基本構想における「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」:おおむね35%を目指す。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1,171 ha (うち新規集積面積 70 ha)
	目標設定の考え方: 農業委員及び農地利用最適化推進委員一人当たり、0.3haの集積を目指す。
活動計画	年間を通じて、農業委員と農地利用最適化推進委員とが密接に連携し、担い手への農地の利用集積を図るものとし、特に7月～9月に実施する農地パトロール時に現地を確認し、集約化にも努めるものとする。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	8 経営体	10 経営体	8 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	10.6 ha	15.7 ha	16.8 ha
課 題	新規参入者は農業経営も不安定で、実績がないので、多方面からのサポート体制が必要である。農業委員との意見交換会等を実施しながら、関係機関等が連携して地域全体で支援する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	9 経営体	参入目標面積	14.0 ha
活動計画	年間を通して香川県西讃農業改良普及センター等の関係機関と協力し、広報等でPRしながら、随時「就農相談会」を開催する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,846 ha	186.0 ha	3.8%
課 題	遊休化している農地所有者及び耕作者の理解と、協力を得る。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 30.0 ha		
	目標設定の考え方: 前年度実績等を考慮する。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	92 人	7月～9月	10月～1月
	調査方法	管内全域を調査対象区域とし、農業委員と農地利用最適化推進委員からなる班を形成し、巡回調査を実施する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	10月～11月	11月～12月	
その他	毎月農事相談を実施し、遊休化のおそれがある農地の削減に努める。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,660 ha	— ha
課 題	申請を受理する際に、違反転用の解消(追認申請の指導)に努めているが、自己所有地であるため法律に違反しているという認識がない方が大半を占めている。また、申請者には、申請が必要な案件と届出で足りる案件の区分が付していない。さらに、過去に転用申請を受け、転用を完了したものの地目を変更していないため、違反転用か否かが分かりにくい状況にある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

## 2 令和元年度の活動計画

活動計画	7月～9月の実施予定の農地利用状況調査に併せて農地パトロールを実施する。
------	--------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入